

■ 建築工事監理業務委託共通仕様書

【新】		【旧】	
1.2 用語の定義	13. 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した <u>文書</u> をいい、発行年月日を記載し、 <u>記名</u> したものを有効とする。 <u>なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</u>	1.2 用語の定義	13. 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日を記載し、 <u>署名又は押印</u> したものを有効とする。 <u>緊急を要する場合は、メールその他、監督員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。</u>
3.6 提出書類	<p><u>3. 電子データにより監督員に報告等を行う書面については、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。</u></p> <p><u>(1) 「愛知県電子納品運用ガイドライン」4-4（業務及び工事実施中の情報交換及び共有）に準拠する。</u></p> <p><u>(2) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で検査時に1部提出する。</u></p>	3.6 提出書類	(新設)